

## 2024年度北里大学科目等履修生募集要項

2024年度科目等履修生を次のとおり募集いたしますので、希望者は本要項及び北里大学科目等履修生規程に従い、履修する授業科目の学部事務室にお申し込みください。

### 1. 科目等履修生の受け入れ身分

科目等履修生は、制度の趣旨などから、「履修を許可した者」として受け入れます。

### 2. 募集学部、履修できる授業科目、募集人数

募集学部	履修できる授業科目	募集人数
薬学部	1 群科目（原則として演習、実験、実習科目を除く） 2 群科目（情報リテラシー、実験、実習、演習科目を除く） 3 群科目（薬と仕事Ⅰ・Ⅱ、実験、実習、演習科目を除く）	若干名
獣医学部	1 群科目（原則として演習、実験、実習科目を除く） 2 群科目（演習、実験、実習科目、検定英語、専門英語、獣医専門英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを除く） 3 群科目（演習、実験、実習科目、総合獣医学を除く） 教職課程に関する科目（演習、実験科目を除く）	
海洋生命科学部	1 群科目（原則として演習、実験、実習科目を除く） 2 群科目（科学英語、演習、実験、実習科目を除く） 3 群科目（特別講義、演習、実習科目を除く） 教職課程に関する科目（教育実習講義、教育実習、教職実践演習を除く） 学芸員養成課程に関する科目（原則として博物館実習を除く）	
看護学部	1 群科目（原則として演習、実験、実習科目を除く） 2 群科目（実習科目を除く指定する科目 ※1） 3 群科目（実習科目、課題研究を除く指定する科目 ※2） 教職課程に関する科目（実習科目を除く）	
理学部	1 群科目（原則として演習、実験、実習科目を除く） 2 群科目（原則として演習、実験、実習科目を除く） 3 群科目（原則として演習、実験、実習科目を除く） 教職課程に関する科目（本学卒業生に限る）	
医療衛生学部	1 群科目（原則として演習、実験、実習科目を除く） 2 群科目（実習科目、実習を含む講義科目を除く） 3 群科目（実習科目、実習を含む講義科目、卒業研究科目を除く）	

※1 前期開講予定科目：看護機能形態学Ⅰ、看護機能形態学Ⅱ、看護福祉政策論  
後期開講予定科目：看護機能形態学Ⅳ

※2 前期開講予定科目：小児生涯発達看護学、母性生涯発達看護学、精神看護学、国際看護論、看護マネジメント論、災害看護学、女性の健康科学、学校保健学、創造的看護論、養護概説  
後期開講予定科目：地域ケアシステム論、健康相談論、家族看護論、看護倫理—感染管理論

履修できる授業科目、募集人数については条件がありますので、詳細は学部事務室にお問い合わせください。

なお、正規の学生の学修に支障があるとき、募集人数を超えたときは受け入れることができません。

### 3. 出願資格

高等学校を卒業した者など北里大学学則第 29 条第 1 項に該当する者で、本大学の授業科目の一又は複数の科目を履修し、単位の修得を希望する社会人等が対象です。

ただし、大学改革支援・学位授与機構に申請し学士の学位の取得を目的とする場合、並びに教育職員免許状の取得を目的とする場合は、次の基礎資格が必要です。

○大学改革支援・学位授与機構に申請し学士の学位の取得を目的とする場合

- ①短期大学を卒業した者
- ②高等専門学校を卒業した者
- ③大学の学生として 2 年以上在学し 62 単位以上を修得した者
- ④高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第 58 条の 2（同法第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む）の規定により大学に編入できるもの  
この資格には、次の両要件を満たす者が該当する

イ 修業年限が 2 年以上で、かつ、該当する次の文部科学大臣が定める基準を満たす課程を修了した者

- ・高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成 28 年文部科学省告示第 63 号）
- ・特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成 28 年文部科学省告示第 64 号）

ロ 学校教育法第 90 条に規定する（高等学校卒業等の）大学入学資格を有する者

- ⑤専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第 132 条の規定により大学に編入することができるもの

この資格には、次の両要件を満たす者が該当する

イ 修業年限が 2 年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が 1,700 単位時間（単位制及び通信制の学科においては、課程修了に必要な総単位数が 62 単位以上）の課程を修了した者

ロ 学校教育法第 90 条に規定する（高等学校卒業等の）大学入学資格を有する者

- ⑥旧国立工業教員養成所を卒業した者

- ⑦旧国立養護教諭養成所を卒業した者

- ⑧外国において学校教育における 14 年以上の課程を修了した者

○教育職員免許状の取得を目的とする場合

①教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 5 条に規定する基礎資格を有する者（学士の学位を有する者）。この場合、出身大学の学部または学科が教職課程の認定を受けていること。

②本大学において前号に準ずると認められた者

本学の卒業生、他大学の卒業生が対象です。

なお、「前号に準ずると認められた者」の中には、すでに他の教員免許状を取得している者（現職教員で助教、助手など）、または実習教諭免許取得希望者などを含みます。

[科目等履修生の対象外の者]

現在北里大学に在学中の学生は科目等履修生になれません。

他の大学・短期大学等に在学中の学生についても原則として受け入れることはできません。

#### 4. 出願書類

①科目等履修生願書（様式第 1 号）

②履歴書（様式第 2 号）

③最終出身学校の卒業証明書または卒業見込証明書

④最終出身学校の成績証明書

⑤健康診断書（受診後 3 ヶ月以内のものに限る。様式第 4 号）

⑥身元保証書（外国人のみ。様式第 3 号）

⑦その他必要と認められる書類

※同一学部において、前期から引き続き後期科目の履修を希望する場合、及び年度を空けず引き続き翌年度も履修を希望する場合、出願書類の一部を省略することができます。

#### 5. 出願時期

次の出願期間内に履修する授業科目の学部事務室に、出願書類と審査料を提出してください。

前期科目・通年科目      2月

後期科目                      6月

#### 6. 選考及び履修の許可

志願者の選考は、履修する授業科目を開講する学部が行います。選考の詳細及び履修の許可などについては学部事務室にお問い合わせください。

#### 7. 履修許可の時期及び履修期間

履修許可の時期は学期の初めとします。ただし、後期の授業期間が 9 月開始の科目がある場合は 9 月 1 日とします。履修期間は、原則、履修する科目の開講期と同一とし、当該年度を超えることはできません。

## 8. 学費等

出願時	審査料	15,000円 (同一学部において引き続き履修する場合は免除)
履修許可後	登録料	25,000円 (同一学部において年1回)
	科目等履修料	1単位につき25,000円 (本大学卒業生の場合は1単位につき20,000円)

※履修許可後、所定の納入期日までに登録料及び科目等履修料を納入しないときは、履修許可を取り消します。

## 9. その他

- ①履修許可後の授業科目の追加、変更は原則として認めません。
- ②科目等履修生は、履修した科目の試験または履修した科目の審査を受けてください。  
試験に合格した科目、または審査に合格した科目については修得単位の認定をします。
- ③科目等履修生は、学生教育研究災害傷害保険(日本国際教育支援協会)に加入し、保険料は本大学が負担します。

お問い合わせ先

北里大学学事企画部

〒252-0373

神奈川県相模原市南区北里1丁目15番1号

TEL. 042-778-9753

北里大学各学部事務室

URL <https://www.kitasato-u.ac.jp/jp/academics/learning/auditor/index.html>